

下田消防本部ソーシャルメディア運用方針

令和7年6月23日

下田消防本部が運用するソーシャルメディアの運用方針を次のとおり定めます。

1 運用するソーシャルメディア

SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）は、下田消防本部公式のものを設置します。

2 目的

下田消防本部が実施するイベント情報、消防への理解が深まる情報、管内の魅力に関連する情報等を発信し、ソーシャルメディア利用者に、下田消防本部をより身近に感じてもらい、理解を深めてもらうことを目的としています。

3 ソーシャルメディアの定義

ブログ、X、Facebook、Instagram、LINE、電子掲示板、ホームページ等に代表される、インターネットを利用してユーザーが情報を発信し、又は相互に情報をやりとりする情報の伝達手段をいいます。

4 運用管理

ソーシャルメディアの管理は、総務課で行います。

5 投稿

投稿者は、総務課長が認める職員とします。

6 掲載内容

- (1) イベント、消防への理解が深まる情報、管内の魅力等
- (2) その他総務課長が必要と認めた情報

7 コメント等への回答

利用者からのメッセージ等への回答は、原則として行いません。

投稿内容の錯誤、誤字脱字等に係る指摘に対しては、総務課が状況に応じて適切に対応するものとします。

8 個人情報に関する取扱い

下田消防本部が利用者から個人情報を取得する場合には、下田地区消防組合個人情報保護に関する法律施行条例（令和5年2月15日条例第2号）に基づき、適切に管理します。

9 禁止事項

以下の事項に関する投稿は禁止します。禁止事項に該当すると判断した場合は、予告なく投稿の全部又は一部を削除することがあります。

- (1) 法令等に違反し、又は違反する恐れがある内容

- (2) 特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治又は宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権等、下田消防本部又は第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 勧誘、営業活動その他営利を目的とするもの
- (6) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序又は善良の風俗に反する内容
- (8) 虚偽又は事実と異なる内容及び単なる噂又は噂を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報を特定し、開示し、漏えいする等プライバシーを害するもの
- (10) 有害なプログラム等
- (11) わいせつな表現等を含む不適切なもの
- (12) その他下田消防本部が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むホームページへのリンク

10 知的財産権

掲載している個々の情報（文章、写真、イラスト等）に関する知的財産権（著作権、商標権、肖像権等）は、下田消防本部又は下田消防本部以外の原著作者等に帰属します。

11 免責事項

- (1) 下田消防本部は、掲載情報の正確性、完全性、有用性等を完全に保証するものではありません。
- (2) 下田消防本部は、利用者が掲載情報を利用し、又は信用したことにより、利用者又は第三者が被った損害について、一切の責任を負いません。
- (3) 下田消防本部は、利用者が投稿した内容について、一切の責任を負いません。
- (4) 下田消防本部は、利用者間のトラブルにより、利用者又は第三者に生じたいかなる損害について、一切の責任を負いません。
- (5) 下田消防本部は、予告なしに掲載した情報を変更し、又は削除し、サービスの運用を停止することがあります。
- (6) 本ページは、各社のシステムによって運用されています。下田消防本部は、各社のシステム運用状況に関する質問等について、一切お答えしません。また、各サイト、各社又は第三者から提供されているソフトウェア、アプリの機能、ご利用方法、技術的な質問等に関しても、一切お答えしません。